

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とするとともに、個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、選挙人名簿の抄本の閲覧制度を見直す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、在外投票に関する事項

1 衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とする。

2 在外公館投票の終了時期を選挙の期日前六日に改めるほか、衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における在外公館投票の期間等を定める。

二、在外選挙人名簿の登録に関する事項

在外選挙人名簿の登録に関する三ヶ月の住所要件を満たす前の時点においても、在外選挙人名簿への登録申請をすることができることとする。

三、選挙人名簿の抄本の閲覧等に関する事項

選挙人名簿の抄本の閲覧が認められる場合を、次の三つに法令上限定するとともに、閲覧の際の手續や、偽りその他不正の手段による閲覧に対する制裁措置等に関する規定を設ける。

- 1 選挙人が特定の者の登録の有無を確認する場合
- 2 公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動や選挙運動を行う場合
- 3 報道機関や学術研究機関などが政治又は選挙に関する世論調査や学術調査を行う場合

四、施行期日

一については公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日、二については平成十九年一月一日、三については公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。